

Weekly Report

第649号
令和4年5月16日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

令和6年から変わるNISA制度

◆現在のNISA制度は3種類

NISA(少額投資非課税制度)は、金融機関で開設したNISA口座内で、毎年一定金額の範囲内で購入した投資信託等の金融商品から得た利益が非課税になる制度で、現在、以下の3種類があります。

◎一般NISA……上場株式や投資信託等を年120万円まで購入でき、その配当金や譲渡益が5年間非課税となります。なお、令和6年から積立投資枠を設けた2階建ての新たな制度に変わります。

◎つみたてNISA……長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託に限定して年40万円まで購入でき、その配当金や譲渡益が20年間非課税となります。

◎ジュニアNISA……未成年者を対象とした制度(親権者等が代理で運用・管理)で、上場株式や投資信託等を年80万円まで購入でき、その配当金や譲渡益が5年間、非課税となります。なお、令和5年末で制度が終了となります。

◆令和6年から見直される一般NISA

一般NISAは令和6年以降、非課税対象や非課税投資枠が見直され、2階建ての制度になります。

1階部分は、つみたてNISAと同様に一定の投資信託に限定して年20万円まで、2階部分は、上場株式や投資信託等(高レバレッジ投資信託など一部の商品を除く)を年102万円まで購入できる制度となり、非課税期間は5年間です。

2階部分を利用するためには、原則として1階部分で積立投資を行う必要があります。ただし、投資経験者が2階部分で上場株式のみに投資する場合には、1階部分での積立投資を行わなくても2階部分のみ利用することもできます。

インボイス発行事業者登録に係る経過措置

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が実施されます。インボイス(適格請求書)を発行できるのは、登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)に限られ、令和5年10月から登録を受ける事業者は原則、令和5年3月までに登録申請書を提出します。

なお、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには原則、課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月から令和11年9月までの日の属する課税期間中に登録を受けた場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています(課税選択届出書の提出は不要)。

車所有者に課税される自動車税種別割

自動車の所有者には、自動車税種別割(軽自動車などは軽自動車税種別割)の納税通知書が届きます。これは、4月1日時点で自動車を所有している方に1年分が課税されるため、年度の途中で名義変更された場合でも、その年度分の税金は前所有者が納めることとなります。

なお、自動車の新規登録又は抹消登録(廃車)した場合、自動車税種別割については月割により課税又は還付されます(軽自動車税種別割には月割課税制度はありません)。